

・主要施策, 事務事業

区 分	担当課	評価	評価の説明
1 市民や事業者の取組みへの支援			
(1)町会・自治会などが行うごみ減量化や環境美化推進などの事業への支援			
地域住民と連携した環境美化の促進	環境推進課	B	地域住民の自主的な環境美化の取組を促すため、街をきれいにする市民運動協議会と連携し、町会等が行うボランティア清掃活動に対する支援や、ごみのポイ捨て防止看板の設置、ポスターの配布のほか、町会や地域住民からの相談対応等により促進を図った。
資源回収団体への支援	環境推進課	B	資源回収実施団体に対し、資源物の回収量に応じて奨励金を支給するほか、団体の相談対応や市民に対して事業の広報を行い、家庭ごみの排出抑制と資源の再利用の促進を図った。
ボランティア清掃への支援	清掃事業課	B	ボランティア清掃専用ごみ袋を作成し、町会等の清掃活動実施団体に配布したほか、回収されたごみを収集するなどの支援を行い、環境美化の促進を図った。
函館の街をきれいにする市民運動協議会への支援	環境推進課	B	当該協議会は、函館の街をきれいにするため、環境美化とごみの減量を促進することを目的に、町会・自治会、事業所、学校、各種団体等で組織されており、補助金の交付や各種事業を共催するなどの支援を実施した。
(2)環境への負荷を低減する生活への支援			
合併処理浄化槽設置費の助成および浄化槽維持管理に係る周知・指導	環境推進課	B	設置資金助成および設置資金融資のあっせんにより、合併処理浄化槽設置の普及促進を図るとともに、適正な維持管理の周知により、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するなど、生活環境と公衆衛生の向上を図った。
(3)啓発事業などの展開による市民意識の底上げ			
地球温暖化防止実践マニュアル等(エコライフのすすめ, エコライフすごろく)の活用促進	環境総務課	B	イベント、出前講座、冬休みエコチャレンジ事業、市の公共施設等においてエコライフのすすめを約1,700部、エコライフすごろくを約300部配布し、地球温暖化防止への取り組みについて啓発を図った。
こどもエコクラブ活動の推進	環境推進課	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スライドを使用した学習会・リサイクル工作の環境活動を中止とし、「はこだてプラスチックごみゼロガイド」パンフレット等を配付した。(3団体 パンフレット等5種類 各220部)
スクールエコニュース作品展の開催	環境推進課	B	中学生の視点で環境問題を題材にした作品展を開催することで、中学生自らの理解を深めるとともに、市民への啓発を図った。(3/1~3/22中央図書館、3/23~3/29本庁舎 4校27作品応募 市ホームページにて全作品を公開)

・主要施策, 事務事業

区 分		担当課	評価	評価の説明
	環境パネル展の開催	環境推進課	B	函館市のごみ排出量の現状や減量化の取り組み等を紹介する環境パネル展を中央図書館で開催し、広く市民に環境保全の啓発を図った。(パネル数48枚) なお、開催期間については、新型コロナウイルスの影響から環境月間である6月から3R推進月間である10月へ延期し、10/20～10/29に開催した。
	冬休みエコチャレンジ事業の実施	環境総務課	B	市内小学4年生を対象に、エネルギー使用量の多い冬休み期間に、省エネなどの地球温暖化防止の行動に取り組む事業を行い、253人の児童が参加した。
	ごみ収集日カレンダーの配布	清掃事業課	B	2020年度版ごみ収集日カレンダーを作成し、令和2年3月12日から19日にかけて市内全世帯に配布するとともに、転入・転居者等へは随時配布することでごみ収集日の周知を図った。 2021年度版については、令和3年3月11日から18日にかけて市内全世帯に配布し、ごみ収集日の周知を図った。 また、市HPに掲載しダウンロード可能とすることで広く周知を図った。
	分別マニュアルの配布	清掃事業課	B	転入者に対して分別マニュアルを掲載した「市民生活のしおり」を本庁舎および各支所等で配付したほか、希望する市民等に対して分別マニュアルを配布し、ごみの分け方・出し方等の周知を図った。
	ごみ分別促進アプリの配信	清掃事業課	B	従来、ウェブサイトや冊子等に掲載されていた「ごみ分別辞典」、「ごみ収集日カレンダー」のほか、市からの情報を配信できるスマートフォン等向けごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を導入し、各種情報を配信することでごみ分別意識の向上、出し忘れ防止およびごみの減量化・資源化について周知を図った。 また「さんあ〜る」の利用促進にあたり、2021年度版ごみ収集日カレンダーへの掲載の他、広報誌、ラジオ等により市民等への周知を図った。
	市政はこだて、環境部ニュース、ラジオ放送等による情報発信	環境総務課	B	市政はこだてやラジオ放送等で、状況にあった環境関係の情報を発信したほか、環境部ニュースの発行による環境情報の提供により、環境保全意識の啓発を図った。
	環境フェスティバルの開催	環境推進課	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を断念したため、各種施策を通じて、ごみの減量や資源化への意識の醸成を図った。
	春、秋の全市一斉清掃の実施	清掃事業課	B	4月と10月における清掃美化運動月間の第3日曜日を全市一斉清掃日と定め、町会等によるボランティア清掃が実施されたことにより、ポイ捨てされたごみが一掃され、環境美化の促進が図られた。 なお、4月に予定されていた全市一斉清掃日については、新型コロナウイルスの感染拡大により実施を見送り、その代替事業として6月から8月にかけて市内の散乱ごみの収集を実施した。
	クリーン・ウォーキング大作戦の実施	環境推進課	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を断念したが、クリーン・ウォーキング大作戦の目的である小学生への環境教育推進などのため、ごみ減量へ向けたDVDを作成、配布した。

・主要施策, 事務事業

区 分		担当課	評価	評価の説明
	ごみなどを不適正排出した者への個別指導	清掃事業課	B	収集時に、間違った分別・排出をしているごみに対し、収集できない旨の「警告シール」を貼付し取り残すことで、排出者自身による適正排出を促した。また、定期的なパトロールのほか、収集現場からの情報および市民からの通報等により排出者に対し個別指導を行うことで、ごみの適正排出について迅速かつ丁寧な指導を行った。
	ダンボール箱を利用した生ごみ堆肥づくり講習会の開催	環境推進課	B	ダンボール箱を利用した生ごみの堆肥づくり講習会を新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を行った上で開催し、家庭系生ごみの減量化を促進した。(29人参加)
	ダンボールコンポスト・メイト事業の実施	環境推進課	B	家庭においてダンボール箱を利用した生ごみ堆肥づくりを行う「ダンボールコンポスト・メイト」を募集し、モニターとして生ごみ堆肥づくりに取り組んでもらった。メイトからの報告書(生ごみ投入量、感想等)を取りまとめ、今後の事業推進の資料として活用した。(29人登録)
	生ごみ水切りの普及促進	環境推進課	B	各家庭における生ごみの水切りを普及促進させるため、生ごみ水切り袋の配布を行った。配布先:ダンボール箱を利用した生ごみ堆肥づくり講習会参加者(29個)、食生活改善推進員(ヘルスメイト)の料理研修会参加者(50個) ※はこだて・エコフェスタ2020での配布も予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を断念した。
	プラスチックごみ対策の実施	環境推進課	B	プラスチックごみ削減パンフレットの作成(10,000部)、海洋ごみ防止啓発看板の設置(8基)、函館市電および函館バスへの広告掲載(1か月間)、プラスチックごみ削減キャンペーン等の啓発事業を実施し、プラスチックごみの排出抑制の推進を図った。※小学生向けプラスチックごみ削減イベントは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、関係資料等の配布のみとした。(36人)
	出前講座の開催	環境総務課ほか	B	出前講座5回開催(291人参加)
	はこだてエコライフ啓発イベントの実施	環境総務課	B	地球温暖化防止月間に合わせた啓発事業として、市民団体や事業者等と協働で、「はこだてエコライフ展」を開催し、会場となったGスクエアには期間中延べ2,894人が来場したほか、エコライフの普及に関するラジオ番組を放送した。
	事業者向け省エネ関連情報の提供	環境総務課	B	事業者向けにメーリングリストを活用して、省エネに関する国の補助金やセミナー開催などの情報を配信したほか、食品加工業の業界団体を通じた水産加工業者向けの省エネ啓発パンフレット配布や、アンケート調査の対象事業所に向けて国の支援事業に関するパンフレットの配布を行った。

・主要施策, 事務事業

区 分	担当課	評価	評価の説明
2 安心・安全な市民生活の確保			
(1)各種計画や方針に基づく, 環境施策の計画的な取組み			
環境基本計画[第3次計画]の推進	環境総務課	B	地球にやさしいまちづくり協議会幹事会において市の施策の実施状況の取りまとめと協議を図りながら進行管理を行い, 環境審議会において審議の上, 環境基本計画の進捗状況について環境白書を作成し, 公表した。
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)[第1次計画]の推進	環境総務課	B	本市における2017年度の温室効果ガス排出量は, 基準年(1990年度)に比べ8.3%減少しており, 排出量の多くを占める二酸化炭素排出量の部門別では, 産業部門および運輸部門が減少しているのに対して, 民生家庭部門および民生業務部門は増加している。
新たな地球温暖化対策実行計画(区域施策編)[第2次計画]の策定に向けた検討	環境総務課	B	新たな計画の策定に向け, 現行計画の検証や市民・事業者アンケート(市民1,000人, 事業所200箇所)等の基礎調査を実施したほか, 庁内各部署に対して気候変動に対する影響・取組状況について照会し, 現状把握を行った。
「エコライフのすすめ」の配布など環境配慮行動の促進	環境総務課	B	公共施設や出前講座等で「エコライフのすすめ」を配布したほか, FMラジオで「はこだてエコライフ」の広報・啓発を行った。また, 関係団体と共同で「はこだてエコライフ展」(延べ2,894人来場)を開催したほか, コロナ禍により中止となったノーマイカーデーの代替として, ラジオや広報誌, ホームページ等を活用し, エコな移動についての周知・啓発を実施した。
環境配慮率先行動計画(市事務事業の取組)の推進	環境総務課	B	2019年度の施設のエネルギー使用量原単位は, 燃料は11.7%削減で目標値(2021年度に2015年度比6%削減)を達成しているが, 電気は0.3%増加しており, 更なる省エネが必要である。また, コピー用紙の使用量が増加しているため, 各部署に環境配慮行動の更なる徹底を求めた。
第3次一般廃棄物処理基本計画の推進	環境推進課	B	基本計画においては環境啓発, ごみの減量化, 再資源化に係る各種施策の実施を勧奨し, 各年度のごみ総排出量の目標値を設定しており, 令和2年度は, コロナ禍の影響により家庭系ごみは増加したが, 事業系ごみが減少し, ごみ総排出量は目標値に対し0.2%減となり, ほぼ目標値どおりとなっていることから, 概ね計画どおり進捗している状況にある。
分別収集計画の推進	環境推進課	B	容器包装廃棄物の3Rの推進に係る排出指導, 広報活動の実施により, 令和2年度の計画値に対して, 排出量(燃やせるごみ等に混入した容器包装を除く)は0.9%減, 再商品化の割合は0.1%減となり, 排出抑制・再資源化が図られている状況にある。
(2)日乃出清掃工場整備事業の推進			
事業者の選定(2019-2020事業)	施設整備担当	B	事業者の公募を行ったが参加事業者がなかったことから, 整備事業の全体行程に影響のないよう速やかに仕様を見直し, 再公募を行った。

・主要施策, 事務事業

区 分	担当課	評価	評価の説明
<p>(3)大気, 水質, 騒音や土壌などの生活環境の保全</p> <p>大気や水質などの環境状況を把握するための常時監視の実施</p> <p>大気汚染などの発生源への立入検査等の実施</p> <p>関係する環境法令の適切な情報提供</p>	<p>環境対策課</p> <p>環境対策課</p> <p>環境対策課</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>環境基準の達成状況等相対的に良好な環境を維持している。</p> <p>計画に基づく立入検査の実施のほか, 苦情申立に対し迅速な処理をした。</p> <p>公害関係法令に関する市のHPの更新のほか, 法改正に伴い建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策が強化されたことから, 該当する事業者には個別に情報提供した。R3年度においても引き続き情報提供に努める。</p>
<p>(4)排出事業者や廃棄物処理業者等に対する指導・監督</p> <p>排出事業者, 廃棄物処理業者および使用済み自動車解体業者などへの立入検査等の実施</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進</p> <p>関係する環境法令の適切な情報提供</p>	<p>環境対策課</p> <p>環境対策課</p> <p>環境対策課</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>計画に基づく立入検査を実施した。</p> <p>期限内処理に向けて計画的に対象事業者の掘り起こしを行い処理につなげた。</p> <p>産業廃棄物関係の法令に関する市のHPの更新のほか, 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物が円滑に処理できるよう, 廃棄物処理業者等に情報を提供した。R3年度においても引き続き情報提供に努める。</p>
<p>(5)ごみ・し尿の収集運搬業務などの効率的な運用</p> <p>ごみ収集量等に応じた効率的な収集体制の構築</p> <p>し尿収集量等に応じた効率的な収集体制の構築</p>	<p>清掃事業課</p> <p>清掃事業課</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>定期収集路線の調査等を実施し, 次年度に向け効率的な収集体制の構築を図った。</p> <p>水洗化の拡大, 汲取家屋の解体等によるし尿収集量の減少に伴い収集区域等の見直しを行う中で, 申告収集区域を対象として, 効率的な収集体制を構築できる計画収集の導入対象の拡大, また, 収集車の担当地区の適正化を図った。</p>
<p>(6)ごみ処理施設等の適正な維持管理等</p> <p>日乃出クリーンセンター(ごみ焼却施設, し尿処理施設), 埋立処分場, リサイクルセンター, 恵山クリーンセンターおよび南茅部クリーンセンターの適正な維持管理の実施</p>	<p>日乃出クリーンセンターほか</p>	<p>B</p>	<p>全施設において, 適正な維持管理を継続して行った。</p>